

日南串間広域不燃物処理組合 地球温暖化対策実行計画

2019年度から2023年度まで

2019年2月

日南串間広域不燃物処理組合

はじめに

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

そのため、地球温暖化を防止することは、人類の共通の課題であり、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進して、初めて実現できるものであります。

さらに、東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けた地方公共団体の役割は非常に重要になってきています。

国が定めている地球温暖化計画では、目標年度である 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%の削減を目指しています。

本組合でも国と同様に 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2017 年度比 26%の削減を目指してまいります。

そこで、その目標を達成すべく 5 年間の実行計画を次のように定め、公表することとします。

目的と対象範囲

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法律」という。）第 4 条及び第 21 条に基づき、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量の抑制について、総合的かつ計画的に実施することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

また、組合が実施する事務事業全般を対象とすることから、温暖化対策と同時に事務経費の削減取り組みにも期待できるものであります。

計画期間

基本方針に基づく計画期間として、2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日（2019 年度～2023 年度）までの 5 年間とします。

なお、必要に応じた見直しを行い、その内容等については、その都度公表することとします。

計画目標

温室効果ガスの抑制（削減）目標として、個別の措置の目標を積み上げ、最終的な二酸化炭素の総排出量の数量的な目標を定めるボトムアップ方式により削減目標を設定するものとし、次の抑制（削減）目標を設定します。

また、本計画における温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）を対象とし、排出係数は政令

によるものとします。

なお、本組合では、総排出量の目標を定める上での基準年を 2017 年度とし、まず計画期間の最終年度である 2023 年度には二酸化炭素排出量を 20%削減することを目指してまいります。

その内訳は、電気使用に係る二酸化炭素排出量がほとんどを占めていますので、環境負荷が少ない太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを主とした電力を供給できる事業所への電力調達に切り替えを行いながら、最終年度までに削減目標を達成します。

ただし、ガソリン、灯油及び軽油については、不燃ごみの破碎・分別・埋立処分に係る事業での消費が大部分を占めており、削減が困難であることから、削減目標を 1%とします。

区分 年度	ガソリン tCO2/L	灯油 tCO2/L	軽油 tCO2/L	液化石油ガス (LPG) tCO2/kg	電気使用 tCO2/kWh	合計
2017 年度	1.30	1.11	9.54	0.16	147.54	159.65
2019 年度	1.30	1.11	9.52	0.16	120.50	132.59
2020 年度	1.30	1.11	9.50	0.16	119.29	131.36
2021 年度	1.30	1.11	9.48	0.16	118.09	130.14
2022 年度	1.30	1.11	9.46	0.16	116.90	128.93
2023 年度	1.29	1.10	9.44	0.16	115.73	127.72

取組内容

行動目標として、組合の事務事業全般に係る取り組み項目を次のとおり設定します。

1. 消費電力の削減

(1)事務室、作業室等に係る電気の削減に努めます。

- ・蛍光灯及び電球の LED への取替
- ・就業外時の室内消灯・更衣室等の不在時消灯
- ・共用部の空調、照明の抑制・残業時の不要な照明消灯
- ・ノー残業デーの徹底・ブラインドの活用（省エネ、退庁時にはブラインドを下げる）
- ・退室、退館時の電源 OFF 確認
- ・空調設備の適温設定（冷房概ね 28℃、暖房概ね 20℃）
- ・退室、退館時の空調 OFF 確認
- ・クールビズ及びウォームビズの推進
- ・OA 機器の節電機能の活用（会議時等のディスプレイ OFF）

- ・エネルギー消費効率の高い製品の導入・更新
- (2)機器類の運転管理に係る電気の削減に努めます。
 - ・デマンド、負荷率、力率管理、使用量管理等、受電設備の管理による効率低下を防止する。
 - ・エネルギー消費効率の高い製品や機器類の導入・更新

2. 消費燃料の削減

- (1)車両等に係る消費燃料の削減に努めます。
 - ・公共交通機関の利用
 - ・ハイブリッド公用車の優先的利用
 - ・不要なアイドリング、急発進
 - ・急加速、空ぶかしの抑止
 - ・経済的走行の励行（一般道：40～60 km/h、高速道：80 km/h）
 - ・車両の整備点検の適正実施
 - ・無駄な積載物の除去
 - ・車両更新時における低燃費
 - ・低公害車の導入

3. 環境負荷等の軽減による排出削減

- (1)温室効果ガスの排出抑制とともに、環境負荷の軽減に配慮します。
 - ・分別収集の徹底・使い捨て製品の使用や購入の抑制
 - ・グリーン購入の推進（環境に配慮した製品の優先購入）
 - ・備品調達時における長期使用可能製品の奨励
- (2)コピー及びコピー用紙使用量の削減に努めます。
 - ・適正印刷（コピー）の確実な実施
 - ・使用済用紙の再利用化（回収箱の設置、内部資料については使用済用紙を活用等）
 - ・両面コピー及び低濃度コピーの励行（原則、両面コピー。）
- (3)物品の廃棄でも徹底して分別・資源化を実施します。
 - ・資源回収ボックスの設置による分別・資源化の徹底
 - ・コピーやプリンターのトナーやカートリッジは、業者による回収
- (4)運転管理全般でも徹底して実施します。
 - ・適正な定期整備、早期補修、機器類の清掃点検を確実に行い、効率の低下を抑えるように努めます。
 - ・エネルギー使用量がわかるように日報や月報等を確実に記録するとともに、それに基づく使用の管理を行います。
 - ・運転の改善、ラインの見直し・連続化や高効率化などプロセスの改善を行い、効率の向上を図ります。

- ・機器類の計画的な修繕計画に基づき、機器類の取替を行います。

4. その他の環境配慮に関する取り組み

- (1)関係事業者との連携・協力要請をお願いしていきます。
 - ・組合内設備を使用している団体等に対して、本計画に基づく環境配慮の取組について理解と協力を求めます。
 - ・自動販売機を設置している業者に対して、省エネルギー型を設置とします。
- (2)来場者への協力要請をお願いしていきます。
 - ・施設等の利用にあたっては、本計画に基づく環境配慮の取組についての理解と協力を求めます。
- (3)自然環境に配慮した公共施設整備の推進等に取り組んでいきます。
 - ・敷地内や施設内の緑化を推進し、環境保全に努めます。
 - ・周辺の生態系の保全保護に努めます。
- (4)ごみ減量化へ構成市と取り組んでいきます。
 - ・ごみを減量化することによる温室効果ガスの排出抑制効果が大きいいため、構成市住民へ、更なる4R推進の周知、食品ロスの取組及び社会的コストの削減について共に協力し、構成市のごみ減量化推進に努めます。

推進と評価

計画の適正な推進及び評価に資するため、次の体制で実施します。

1. 温暖化防止対策の推進体制

- (1)事務局長は責任者として、次長を中心に本計画の（削減）目標達成のために職員を指揮監督し、温室効果ガスの抑制を図ります。
- (2)施設管理係長は運転管理委託をしている職員も含めて、取組内容及び行動目標に従い、担当する事務事業において環境負荷が軽減されるよう努めます。

2. 点検及び評価について

- (1)事務局長は、計画期間の5年間における措置状況を把握するため、定期的に行動目標の進捗状況を把握し、年1回点検及び評価を実施します。
- (2)点検・評価の結果、計画の達成上及び目標の進捗状況において特に必要があると認められた場合は、計画内容を見直し、必要に応じて計画を変更するものとします。

3. 公表について

- (1)法律第21条第10項に基づき、計画の策定、変更及び計画の実施状況について内容を取りまとめ、年1回公表します。